

第31回石巻市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成30年1月25日(木) 午後3時～午後4時

2 場 所 石巻市役所 4階 庁議室

3 1号委員 高橋 武徳委員(欠席)

大橋 邦雄委員

関口 駿輔委員

白土 典子委員

武山 倫委員

2号委員 木村 忠良委員(欠席)

櫻田 誠子委員

阿部 正春委員(欠席)

千田 直人委員

3号委員 高橋 政則委員

後藤 寿信委員

佐々木 公委員(欠席)

小野寺 むつ子委員(欠席)

兼子 佳恵委員

神農 太三郎委員(欠席)

事務局	建設部	部長	木村 芳夫
		理事	斎藤 英紀
		都市計画課長	伊勢崎 誠一
		課長補佐	松崎 泰政
		主査	土井 政博
		主事	八木 祐大

傍聴者 なし

4 議 題

第136号議案 河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
(宮城県決定)

5 議事の概要

全員の賛成により承認された。

6 会議経過

午後3時 開会

【司会】

会議の開会にあたりまして、皆様にお願ひ申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。

また、本日の次第「4 報告」の開始以降は、事務局が行うものを除き、写真等の撮影、録画、録音はできませんのでよろしくお願い致します。

それでは、ただ今から第31回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます建設部都市計画課の松崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。

本日ご出席いただいております委員は、15名中本人出席9名でございます。

過半数に達しておりますので、石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますこと申し添えます。

それでは、はじめに、建設部長の木村より、ごあいさつ申し上げます。

【木村建設部長】

皆様、どうもご苦労さまでございます。

それでは、第31回都市計画審議会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。本日はお忙しい中、またかなりの寒さの中、足元も悪い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より本市の都市計画行政ならびに本市全般にわたりまして多大なる御支援、御協力を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

本年は震災から今月で6年と10カ月を経過いたしまして、復興基本計画も再生期から発展期ということで、新たなステージへつながる移行の年でございます。

その中で、昨日、一昨日ですか、草津の白根山の噴火等々と言うことで、全国的にですね、各地で災害が多く発生する中、本市におきましても、今後も震災復興基本計画に基づきまして、復興の加速化をはかりながら、災害に強い安全で安心なまちづくりということで、今後もですね、各種事業に一丸となりまして取り組んでいきたいと考えてございます。

本日は御審議いただきますのは、次第にもございますように、河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案件でございます。

委員皆様におかれまして、専門分野、あるいは市民の視点から忌憚のない御意見、御所見を賜りまして御審議いただきますようお願いを申し上げます。

【司会】

次に本日の資料を確認させていただきます。

事前にお配りいたしました、議案書また机上に、座席表、A4 番カラー印刷の説明資料があるかと思えます。

資料等に不足はございませんでしょうか。

それでは、武山会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【武山会長】

それでは、今日も傍聴者はなしということで、議事に入ります。

まず、前回議事の確認ということで、第30回石巻市都市計画審議会の議案の処理について事務局から御報告を御願います。

【事務局】

建設部都市計画課の伊勢崎でございます。私の方から、前回の第30回石巻市都市計画審議会議案の処理結果について報告させていただきます。

議案書の資料2枚目の右上に報告と書かれている資料を御覧ください。

第30回石巻市都市計画審議会は、11月30日に開催してございます。

第135号議案につきまして御審議をいただいております。

処理結果につきましては、表の右側、処理結果欄に記載のとおり、平成30年1月12日付けの決定、告示を行っております。

報告事項については以上でございます。

【武山会長】

ありがとうございます。委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声)

無ければ、本日の議事に入ります。

第136号議案「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(宮城県決定)」について事務局より御説明をお願いいたします

【事務局】

それでは、議案の内容について私の方から御説明申し上げます。

説明はお手元の議案書及び本日、お配りしました説明資料を使って行います。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

配布資料2ページを御覧ください。

石巻市では、石巻市の一部、東松島市の全部、女川町の一部の2市1町で構成される「石巻広域都市計画区域」と、旧河北町の一部を区域とする「河北都市計画区域」の2つの都市計画区域があります。

今回変更する計画は河北都市計画区域に関する内容となります。

都市計画区域に関することは宮城県が決定する都市計画であり、今回の第136号議案につきましては、宮城県から都市計画法の規定に基づき、関係自治体である本市の意見を求められましたので、意見を述べるにあたり当審議会で御審議いただくものでございます。

配布資料3ページを御覧ください。

こちらは、石巻市で定められている都市計画を示したものでございます。

都市計画は、原則、都市計画区域内において定めるものとされており、図左側の都市計画区域から右側の区域区分、地域地区等の都市計画を定めております。

都市計画の大枠となる都市計画区域を定める際の方針となるものが、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、石巻市では「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の2つの方針を基に、都市計画区域及び市町村で策定する都市計画マスタープランを定めております。

今回は、赤字で示しております「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更となります。

配布資料の4ページを御覧ください。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれる計画は、都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにし、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定められるものです。

都市計画区域マスタープランへは大きく分けて3点定めることとされております。

1点目は「都市計画の目標」でありまして、人口と産業規模に関して現況と将来の見通しについてです。

2点目は「区域区分の決定の有無」について、いわゆる「市街化区域及び市街化調整区域」の決定の有無とそれを定める際の方針であります。

3点目は「主要な都市計画の決定の方針」として、用途地域などの土地利用、道路や下水道などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全などに係る都市計画の決定方針についてです。

詳細については後程御説明いたします。

配布資料の5ページを御覧ください。

見直しに至った経緯について御説明いたします。

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は震災前の平成22年に策定した計画となっております。

そのため、平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月の関東・東北豪雨等の大規模災害の教訓及び平成28年度に宮城県で実施した都市計画基礎調査の結果や、県、市でそれぞれ策定した震災復興基本計画及び総合計画における上位計画にも即した内容とするため、宮城県において計画の見直しがされました。

都市計画基礎調査とは、都市計画法第6条に記載があり、宮城県においておおむね5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査です。

人口規模や人口減少、少子高齢化の状況、土地利用に関する現状及び将来見通しについて調査を行い都市計画を定める際の基礎資料とするものです。

配布資料の6ページ及び議案書1ページを御覧ください。

今回の都市計画の変更理由は、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」及び「宮城県震災復興計画」に掲げる「災害に強いまちづくり」等の実現のため、市の総合計画等も踏まえ、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を見直すものです。

配布資料の7ページ及び議案書4ページを御覧ください。

計画の見直しにあたり、広域石巻圏における都市の現状として、

1. 東日本大震災以降、人口減少が他都市圏に比べて著しく、復興事業の進捗による人口定着が必要であること。
2. 復興事業により面整備、都市基盤整備が進むなかで土地利用の状況が大きく変化していること。
3. 大規模災害の経験から、防災・減災意識が高まっており、安全で安心なまちづくりへの対応が求められていること。

以上の認識のもと、都市づくりの基本方向として3つを掲げております。

1つ目は、県東部の発展を牽引する中核都市圏の形成と災害に強い都市構造の実現。

具体的には、業務、商業、都市的サービスなどの都市機能の強化と連携した中心市街地の活性化を図るとともに、周辺各都市との広域的な連絡性の強化を図り、県東部の発展を牽引する中核都市圏の形成を目指すこと。

さらに、大規模災害にも耐えうる防御施設や避難路を整備し、災害に強い都市構造を目指すものです。

2つ目は、水産関連産業をはじめとする特色ある産業の復興です。

具体的には、本圏域を特徴づける水産業や水産関連産業の復興を図るとともに、広域高速交通体系を活かした流通機能の強化を図ることを目指します。

3つ目は、豊かな自然環境や風土を守り、自然・歴史・文化資源を活かした観光の振興と生活環境の形成です。

具体的には、本圏域の風土や歴史の源である、松島、牡鹿半島、北上川、北上川運河などの豊かな海辺・水辺環境を保全するとともに、点在する歴史、文化資源が連携した観光の振興、活性化を目指すものです。

以上を都市づくりの基本方向とし、これらに基づきながら整備、開発及び保全を推進す

るものであります。

配布資料の 8 ページ及び議案書 6 ページを御覧ください。

都市計画の目標について御説明いたします。

本方針は、基準年を平成 27 年とし、おおむね 20 年後の平成 47 年を目標年次として、整備、開発及び保全の方針を定めております。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね 10 年後の平成 37 年を目標に策定しております。

都市施設とは、都市計画法において定めることができる道路、公園、下水道などのことを言います。

都市計画区域の範囲及び規模としましては、名称は河北都市計画区域、規模が旧河北町の一部を含む 1,508ha となっております。

次に、本区域の将来人口及び産業のおおむねの規模としまして、都市計画区域内人口が基準年 4,100 人に対して平成 47 年は 2,900 人。産業規模としましては、製造品出荷額が基準年 60 億 7,800 万円に対して平成 47 年が 79 億 4,300 万円。年間商品販売額が基準年 82 億 3,500 万円に対して平成 47 年が 55 億 300 万円と想定しております。

配布資料 9 ページ及び議案書 7 ページを御覧ください。

都市の将来像を「水と緑の潤い豊かな定住都市の形成」としており、都市の将来像実現のための基本方針として、

1. 水と緑の優れた自然環境の維持・保全
2. 潤い豊かな生活環境の整備
3. 地域間交流を促進する交通基盤の維持・整備
4. 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりを掲げております。

議案書 9 ページを御覧ください。

こちらは河北都市計画区域の将来構造を示した図となっております。

赤の一点鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しております。南北方向には三陸縦貫自動車道と国道 45 号が縦貫し、区域内外に太い青線で表示されている北上川と旧北上川が流れ、地域の骨格を形成しております。

土地利用については、「田園ゾーン」、「自然丘陵ゾーン」に区分し、これらを活用・維持・保全することとしております。

薄い黄色で着色された飯野川地区及び二子地区の「居住ゾーン」においては、潤い豊かな生活環境を整備することとしております。

配布資料の 10 ページ及び議案書 10 ページを御覧ください。

区域区分の決定の有無について記載しております。

まず、区域区分についてですが、区域区分は、市街化区域、市街化調整区域の 2 つの区域から、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るという目的を達成するために定

められます。

市街化区域が「現在市街地である区域」または「おおむね10年以内に市街化しようとする区域」。

市街化調整区域が「市街化を抑制する区域」とされております。

河北都市計画区域内は、現在、区域区分を定めない、非線引き区域となっており、今回の変更におきましても、

1つ目、本区域の都市計画区域は規模が小さく、北上川や丘陵地により分断されており、さらには人口減少、超高齢化社会の進展により、住宅地の著しい拡大は見込まれないと考えられること。

2つ目、商業の年間商品販売額は減少傾向にあり、産業活動の振興に伴う都市的土地利用が著しく拡大していくことは見込まれないと考えられること。

3つ目、今後の都市づくりの在り方として、地域の中心地への都市機能の集約を図ることを目指しており、市街地が無秩序に拡大する可能性は低いと考えられること。

4つ目、本区域の居住地以外の農地、山林等の自然的土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律や、森林法などによって土地利用が規制されており、基本的に市街化が抑制されるものと考えられること。

以上4つの理由から区域区分を定めないとしております。

配布資料の11ページを御覧ください。

次は主要な都市計画の決定の方針について御説明いたします。

はじめに、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。

「居住ゾーン」については、都市的な土地利用がなされている飯野川地区において、都市基盤の整備を進め、良好な生活環境の整備、形成を図ることとしております。

また、前回からの変更点となりますが、復興事業により整備が行われている二子地区において、周辺の環境に配慮しながら、新たな住宅地としての土地利用を図ることとしております。

「自然丘陵ゾーン」は、緑地及び自然災害を防止するための法指定区域を中心に保全することとしており、関連する法令により保全が図られている緑地及び自然災害を防止するための土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域などの法指定区域を中心に保全することとしております。

「田園ゾーン」は、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図ることとしており、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、耕作放棄地のうち農地として利用が困難となった農地は、再生可能エネルギーの導入や新たな産業の創出を検討することとしております。

配布資料12ページ及び議案書13ページを御覧ください。

二つ目は、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。

交通施設については、既存の道路ネットワークを活かし、圏域の骨格を形成する道路を中心に区域内及び区域内外を結ぶ総合的な道路網の形成を図ることとしており、三陸縦貫自動車道河北 IC を活かした広域交通へのアクセス利便性の向上を図りながら、自動車交通を適切かつ円滑に処理できるよう進めていくものとしております。

下水道については各地域の公共下水道の整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を整備することとしており、市街化の動向と十分に整合を図り効率的な施設整備を推進することなどを掲げております。

河川については、震災対策の推進、安心で安全な地域づくり、維持管理の充実と豊かな水辺環境の保全と創造及び地域社会との連携強化と協働の推進を掲げ、安全に安心して暮らせる地域づくりの生活基盤としての河川整備を重点的・効率的に推進することとしております。

配布資料 1 3 ページ及び議案書 1 5 ページを御覧ください。

三つ目の「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」については、市街地及び各地域の整備にあたって、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業機能、防災機能等の向上を図ることとしております。

しかし、本区域における市街地開発事業のうち、おおむね 1 0 年以内に実施する主要な事業は特に予定されておられません。

四つ目の「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」については、区域の骨格を形成し良好な都市景観を構成する緑地の保全を図るとともに、都市公園の維持、整備を進め、水と緑の潤い豊かな都市の形成を目指すこととしております。

五つ目の「防災に関する都市計画の決定の方針」については、

防災による被害を低減し早期復興を図れるよう、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。

また、近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害に対して、迅速な避難情報の発令や避難誘導などのソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴、各種はザ度区域に対する土地利用規制の強化に努める。

河北計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての説明は以上となります。

なお、ただいま御説明させていただきました第 1 3 6 号議案につきましては、平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日から平成 3 0 年 1 月 1 6 日まで、案の縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【武山会長】

はい、都市計画課長ありがとうございました。

只今第136号議案の説明がございましたので、御質問等ありましたらお願いいたします。

白土委員お願いします。

【白土委員】

私は河北町出身なのでよくわかるんですが、この案でいくと、今回は市街化区域に入れないで、今のままでいくということなんですよね。

そして、今二子地区の開発を復興事業で行っておりますけども、この二子地区なんですけども、18ページを見ていただくとわかるんですけども、あの辺に農地を持っていたりするんですけど、国道45号線と防災の復興事業を行っているところの間に、緑色の部分がありますよね。

上品の郷があつて、45号があつて、二子の住居地域との間に微妙に田んぼが残っているんですよ。

なんでここ残すの？といったような田んぼなんです。

結局農業振興地域になっていて、税金をいれて、色々手を入れているので、結局農振が外れないからここは手を付けていないといった形でここだけ残るんですけど、須江のしらさぎの所にもあるんですけど、なんでここだけ調整区域が外れなかったのという108号としらさぎの間に変な地域が残っているんですよ。

それが今後開発を行なったりするときにネックになっているんじゃないかなと思うような残し方をしてる。

ここも同じように二子の復興事業の周りのグリーンの部分ありますよね。

結局農振で無秩序に開発されないように制限してるから、都市計画には入れないでこういう地域にしますよってことで、逆に言えば、農振の為に、二子の周りに残った田園ゾーンというのは果たして意味があるのか、次期にここは米も取れなくなるし、結局四六時中電気がついてると農作物は収穫量がどんどん落ちていって荒地になっているんですよ。

ですから、この田園ゾーンも45号と追波川のところもきちんと考えていかないと、将来田んぼにもならないし、畑にもならないし、もう荒地になるというのは目に見えているような、収穫量も落ちていきますし、当然そうなると思うんですね。

その辺も考えて、もう1回この、二子ゾーンの見直しをすべきじゃないかなと思うんですけども。

【武山会長】

都市計画課長お願いできますか。

【伊勢崎都市計画課長】

河北の地区なんですけど、先ほど説明しましたように、石巻広域の方であれば、区域区分

を市街化区域、市街化調整区域を分けてですね、市街化調整区域については農地等の保全を図るということで、市街化を抑制する区域としてございます。

河北地区につきましては、人口減少の中で大規模な開発は見込まれないということで、市街化区域、市街化調整区域は定めないということで、現在田園ゾーンとはなっていますが、そこに何かしらの開発計画が持ち上がった時に、それは認められないという区域ではございません。ですので、今、二子地区の中にと話でしたが、この二子地区につきましては、復興計画の中に位置付けられた事業でございますので、そこは移転団地としての区域ということで、二子地区を居住ゾーンという定めでございます。

それ以外の、今お話のありました、国道45号の幹線沿いの田んぼ等につきましては、なにかしらの住居、住居以外の開発があれば、それぞれの法律に基づいて協議をしていたら、ダメだという区域ではございませんので、その辺は、市街化区域、市街化調整区域と分かれた区域とは若干違うということも理解いただければと思います。

【白土委員】

農振を外すということは大変なことなんですよ。

大丈夫できますよと言っても、いざ何かやろうとしたときに、必ず農振が外れなくて何もできないとことがあるんですよ、私の経験上。

ですから、今私が言いたいのは、今回この都市計画を見直して、市街化区域、市街化調整区域にもしないよということであれば、農振のところをもう少し緩めておかないと、将来にわたって何かあったときに、やっぱり駄目でしたとなりかねないかということをお慮します。

【伊勢崎都市計画課長】

農振の解除については、何かしらの開発計画ができたときに、それぞれの法律を解決していかなければならない問題だと思います。

今回の変更案の中で、それを最初から区域にですね、居住ゾーンとして区域に入れるようになった場合には、飯野川地区のように元々市街地が形成されていたところ、それから二子地区みたいに新たな区域として入れる場合には、具体的な整備計画を持っていることとなりますので、ですので、今の現状のですね、現状の田んぼの状態、具体的な整備計画がないということにつきましては、現時点で居住ゾーンの中に入れるということは不可能だということになります。

【白土委員】

ここの田んぼの人達も、二子の計画に入りたかったんですよ、でもここは農振地域で国の税金を使って工事をやっちゃっているからそこを入れることは出来ないというようなことがあったんですよ。

その為にその人達が俺たちは入れなかったんだと、実際みんなそういう風に思っているんですよ。

ですから、課長さんが仰るような、将来と言うのは、やっぱり農振を外さないことには何もできないと、農振のために、復興のための開発をやろうとまとまった時に、それを理由にできなかったことが、他の理由でできるとは思えないです。

【大橋委員】

今農振関係の話が出てたので関連なんですけど、区分決定の有無の4項目目、線引きはしないと、これの文言がですね、関連法、いわゆる農振法あるいは森林法が土地利用の規制を抑制しているような文言なんですよね、これはちょっと文言が違うんじゃないかなと感じます。

それと今白土さんが言っていました二子地区の農地につきましては、私河北の人間ではないので聞いている情報ですと、農振法とは別に、震災のために国営事業入ってまして、それで受益面積がこれ以上減ると返還を要求されるという話も聞いています。ですから、これ以上の農振除外あるいは転用というのは、この地区は厳しいのかなと思っていて、ただそれは後からの話で、この4番目の項目はまた違うのかなと感じます。

それからもう1点なんですけど、同じく区分のところでした、これは言葉の違いかどうか分かりませんが、2番ですね、産業の見通しの部分でですね、この文言をずっと読んでいきますと、産業活動の進行に伴いと原案はなっていますが、産業活動の進行に伴いの後に読点がありまして、都市的土地利用が著しくと文言がなっています、ところが今日の議案説明資料では、産業活動の進行に伴う都市的土地利用となっていて意味が違うんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

【武山会長】

議案書何ページですか。

【大橋委員】

議案書10ページで、今日の説明資料も10ページです。

【武山会長】

今2つの事が出たので、まず1つ目の非線引きについての説明、10ページの4番目について、私が思ったことをコメントします。

まず、ここは都市計画審議会という場ですから、どこから何を見ているかという話していくとですね、都市計画として、都市計画審議会と立場として、理想的なみんなが幸せになるようなまちづくりを考えなければいけない。

その時に、乱開発というのはイメージできるようなものではありませんけども、今まで

の文脈でいくと、一転規制をして秩序あるまちづくりを応援するというような規制があったと、都市計画法でここは俺たちが考えるね、一生懸命面倒見るぜと言っている部分と、ここにあります、農業振興地域の整備に関する法律、農振関係ですね、それともう1つ、林業に絡む森林法で守られている山林の話、その別のところから同じことを考えている2人がいるからそれは彼らの範囲だぞと言ったうえでですね、僕が評価できるのは、当然だろうなと思うところは、非線引きを続けるということに尽きると思うんですね。

つまり、お前らもしっかり考えろよと言っている風でもあり、俺たちの問題ではないしと言っているようでもあり、みんながそうやって逃げると何も起きない怖さはあるんですけども、都市計画法というか、都市計画審議会の立場からするとですね、無限の可能性を残して乱開発に歯止めはかけてるぞという一定の役割は果たしているのかなと思います。

それと産業云々なんですけども、2番目の話なんですけど、皆さんお気づきになりましたか、未来予測みたいなシミュレーションで数字が出ているページがありましたね。議案書の6ページです。

この左下、概ねの産業規模のところ、少子高齢化あるいは人口減少、過疎化みたいなことを前提に、例えば一番下の右側、概ねの物品売買、商業、商いのことについては、8,235という数字が5,503という数字になるというなかで、産業規模については6,078という数字が7,943と増えてるんですね。

前回勉強会の時に教えていただいたんですが、大きなビジョンの中で我々は議論をしていて、宮城県ではこのまま窄まっていくのはまずいよねという大きな希望をまだ捨てずに持っていて、産業復興と言うか誘致と言うかね、どんどん規模を大きくしていこうというところの、これは石巻地域の小回り分です。

みんな、県をあげて伸びようと思ってる、お前たちのところもこれくらい産業を拡大するんだぞという数字なんですね。

そのことが背景にあって、産業振興のことについて微妙なニュアンスを残すコメントになっているのかなと思っておりました。

ちょっと都市計画課長補足していただけますか。

【伊勢崎都市計画課長】

はい、ありがとうございます。

都市計画については、開発して整備を進めていく地域と守っていくという両面がございまして、さきほど会長が仰っていただいたように、河北地区においても守っていくという観点で森林法ですとか、その他の農業等に関する法律で守っていこうというところがございまして。

また、産業のところについては、まさしく富県宮城ということで産業の拡大を図っていくと、年2%ずつ増加していこうというところから、人口減少等、商品販売額が減少していく中では製造の出荷額が増加していくという背景でございまして。

将来の目指す方向性を決めるのが、今回議論していただいている議案でございますので、全てが開発ということではございませんので、俯瞰してですね、考えていただければありがたいと思います。

【武山会長】

ありがとうございます。

私、二子地区のこういう地図を手に入れました。

どこまで開発が進んだか、それと先ほど仰っていた微妙に残ったところと道路の間とか、これだけの団地が成立するためには、やはり必要になってくるもの出てくると思います。

それが非線引きであるがゆえに可能性が残っていると見えています。

そうでなければ一切何もできずに離れ小島みたいな土地ができて終わりかねないところ、今回の非線引き継続については、もうちょっと前向きに捉えてもいいのかなと思ってます。

いかがでしょう。

【白土委員】

そうであればいいんですが、結構そういう風に、1回放っておくとそのままになってしまっている、蛇田の土和田あたりもそうなんです、市街化調整区域になっちゃってるんですけど、周りはどんどん工業団地なんかできてるので、ここだけが残されている、いつもその辺で都市計画上、ここも落とし穴にこの区画もならなきゃいいなと危惧したものですから。

【武山会長】

そうですね。

みんなが観察をし続けないと、みんなの忘れ物みたいになって、誰がこんなことしたと、いつの間にか分かんなくなっちゃうような事例を色々聞きます。

そのような意味で、我々は都市計画審議会としてここについて注視し続けるべきだと思います。

【大橋委員】

1ついいですか。

農振区域の変更ですね、私の前の会長からですね、市の方に農振区域の線引きの見直しを要求して、震災前に、コンサルまで契約までいったのかな、なんかそういう段取りまでしてきたんですけども、確かにグレーゾーンを残しておくというのは良い事なんだろうと思いますけど、逆に言うと、良い農地まで浸食されるという可能性もあるんですよ。

グレーと言う部分だけで。

逆にもっと、確か議会からも農振の見直しのありましたよね。

【千田委員】

何度も言ってますが、全然ですね。

【大橋委員】

これは縦割りだからだと思うんですね、

これ産業部関係だと思いますけども、こちらは建設部、やっぱり横の繋がりがないと市の発展というのは、別々にやってもこれは厳しいんじゃないかなと思います。

以上です。

【武山会長】

素晴らしいコメントですね。その通りだと思います。

色んな自治体が同じような問題を抱えていると思いますが、今回の見直しも含めて、千年に1度という今まで誰も経験したことがなかった震災の後、色んなことが知らないで進んでいた、あるいは知らんぷりで進んだこと、見ないふりをして進んでいたようなことが避けて通れない状況になってきていると思うんですね。

そんな中で、遡って定められた都市計画を見直しているのは僕らはここでやっています。ですから、例えば森林法の世界、農振法の世界も同じことを抱えてるべきだし、みんなまじめに考えているんだろうなと思っていますが、連携が無いのがね、情報が少ないという点が残念なところです。

他に何かございますか。

【千田委員】

農振に関することでお伺いしたいんですが、以前にもそういうことを耳にしましたけども、石巻市として市域全域を見直しを図っていくと、進めるという段取りがなされているようですが、その辺が具体的に分かればお聞きしたいと思います。

【武山会長】

都市計画法の用途地域の見直しのことですか。

【木村建設部長】

農振ですね。

【千田委員】

産業部か。

【木村建設部長】

その辺は、我々の所まで話はきてませんが、まず農業、林業あと都市的土地利用ということで、その上にあるのが、上位計画というのが国土利用計画法というのがございます。

その中でそれぞれの土地利用を定めるという中でいくこととなりますので、その辺は横の連携ということで、今後、今回河北都市計画でございますけども、石巻広域の計画の見直しも、今回の震災で新市街地を入れた都市計画の見直しにつきましては、あくまでも暫定見直しということで、現在定期見直しの作業にかかっております。

その中で、当然国土利用計画法の改正という中で、都市、農地というような、その辺の整理を必要になってくると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【千田委員】

私、桃生なんですが、山のとっぺんまで農振地域の指定されてるんですよ。

これではほとんど手付けられない、今言われるように、だからこれは根本的に見直さなければならぬということで、私も議会で話したことあるんですが、所管課の方では近々見直しを図るという予定でいるということでしたから聞きました。

【武山会長】

ありがとうございます。

第136号議案について御説明があり、今質疑というか議論できたかと思ひます。

他になにか御質問ありましたら。

【高橋委員】

河川事務所の高橋と申します。

議案書10ページの区域区分を定めない事由のところの人口減少の予測で、また、北上川や上品山等の丘陵地により分断されていることにより、人口が減少という文言がありまして、山とか川はプラスの資産ということで、景観とか潤いの場ということで、逆に活用してもらって、人口増に貢献することもあるのかなというのでも検討していただひて。

【武山会長】

すいません、何ページですか。

【高橋委員】

議案書10ページの左側、改訂案の区域区分を定めない事由の1つ目、人口減少の予測の2行目です。

【武山会長】

ちょっと元気なくなりますね。規模が小さく、分断、さらには・・・と続いて、元気出ないぞという感じですね。

【高橋委員】

予測の根拠を書かざるを得ないので分かるのですが。

【武山会長】

ただ一方で、潤いのあるとか、保全のチャンネルでは、やはり地域資産としての自然環境に触れてますから、ここは、こう言うかみみたいな感じですかね。

他にございますか。

【関口委員】

分かりやすい説明ありがとうございました。

私の方から2点ですね、教えていただきたいことがあります。

10ページ目の産業の見通しの下、集約型都市構造への誘導という文言が、今回の改定案に入っていたことについて、とても良い事なんだろうなと思っております。国の方の政策も反映した文言になっているんだろうなということで、私は評価するという立場ではありませんけども、よかったかなと思います。

質問は1点でした。

色んなページの中に、圏域、区域、地域、地区、ゾーンという言葉があるんですね、読んでみると、そうかと分かるんですが、いろんなページで読んでいく中で、これは区域なのか地域なのかという言葉の定義が分からなくなってきたことがありましたので、建設部としての定義がもしございましたらご教示いただければと思います。

【伊勢崎都市計画課長】

今回の見直しは宮城県で行ったものではあります、特に言葉の定義についての説明は我々にはありませんでした。

今仰ったところですね、明確な所があって分けているというところであればこのまま、もしくはそういったところではなく、あまり考えずにということであれば、その辺は県の方にお話しはしたいと思います。

【関口委員】

ありがとうございます。

10ページのところで、例えばなんですけども、集約型都市構造への誘導の文言の中で、今後の都市づくりのあり方として地域の中心地への都市機能の云々と書いてあって、この

場合地域の中心地は河北の中の中心をイメージしているのか、石巻市の駅前などをいれた、いわゆる中心市街地なのかとかというのが、読んでいてなかなか難しいことが、どの部分を言っているんだろうというのが理解が難しかったりすることもありましたので、定義がないということでしたので、これも感想になってしまうことではありますけども、もう少しわかりやすく書いてあると良かったのかなと思ったりしました。

【武山会長】

私の感想を言うと、こういうのって含みを持たせたい時にグレーに表現しますよね。

どう捉えてもらってもいいよみたいな、だから前向きに捉える人は広いエリアをイメージする。ちょっと元気のない状況では、狭いコミュニティの地域として捉える、いずれにしてもコンパクトシティと言われるような、構造を変えていこうというような方向に向かって、コアにするぞということなんだろうなと文学的に読みましたが。

そこでまた明確にすると大変なんじゃないですかね。

【関口委員】

行動を縛らないということなんですかね。

【伊勢崎都市計画課長】

2つあると思います。

コンパクトシティプラスネットワークというのが、昨今ですね、国の考え方でございます。

石巻市は合併したところで、今回、変更の議題になっている所は旧河北町になりますので、旧河北町にも支所がある飯野川地区ですね、そこに中心市街地があって、まずはそこを中心にとという考えかた。

あとは、最終的には旧石巻市の市街地、それを公共交通機関、もしくは住民バスといったものでですね、ネットワーク化するというのも考えますので、2段構えがあるのかなと思っております。

【武山会長】

わかりやすいコメントありがとうございます。

他に御質問ございますか。

【後藤委員】

土木事務所でございます。

この区域の中ですと、上品の郷の道の駅が観光の集客施設になっていたりとか、あるいは防災の拠点になっているということで、その辺の記載がどこにも、道の駅の記載がなかったので、中心的施設なので、都市計画上の位置付けというのを加えられるなら加え

た方がいいのかなと思いました。

【伊勢崎都市計画課長】

議案書の13ページ、左側赤書きの、「また」からの部分からでございますが、市の総合交通戦略に基づき、道の駅「上品の郷」というところで、公共交通網の骨格となっております。

上品の郷は道の駅として、国の指定を昨日ですかね、受けたということで、ここが公共交通バス等の乗り入れをして乗り継ぎをするということも、実際に交通戦略の中に謳っておりますので、その文言を追加したということでございます。

【武山会長】

ありがとうございます。

それではよろしいでしょうか。

第136号議案について、我々は賛成か反対かという話なんですが、賛成の方は挙手をお願いします。どうもありがとうございます。

御覧のとおり、全員の賛成をもって本案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

以上で本日の議事は終了となります。

最後に事務局から何かございましたらお願いします。

【事務局】

それでは、事務局から2点ほど御連絡させていただきます。

1点目は、只今御審議いただきました河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のもう一つの計画であります、石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてです。

こちらの計画につきましては、現在、宮城県において見直し作業を行っており、今後の予定としましては、平成31年2月の案の縦覧、3月の本市及び県の都市計画審議会での承認を経たうえで平成31年5月の決定・告示を予定しております。

2点目は、次回の都市計画審議会についてです。

次回の都市計画審議会は平成30年5月を予定しております。

日程につきましては、後日改めて御連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【武山会長】

どうもありがとうございます。

長時間に渡ってありがとうございました。

それでは事務局進行をお願いします。

【事務局】

只今をもちまして第31回石巻市都市計画審議会を終了いたします。

みなさま、本日はありがとうございました。